

証券コード 7647
平成25年6月6日

株 主 各 位

大阪府吹田市垂水町3丁目34番15号

株式会社 音 通

代表取締役社長 岡 村 邦彦

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番27号
新大阪丸ビル新館 5階 506会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第33期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

○当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ontsu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、昨年の政権交代直前から始まった円安の影響により輸出部門の交易条件が改善した結果、輸出企業を中心に回復傾向がみられるようになりました。

また、円安の進行や株式相場の上昇などを背景とした資産効果の下支えもあり、個人消費は底堅く推移いたしました。

当社グループにおきましては、食料品・生活雑貨小売事業及びカラオケ関係事業を中核として、投資を営業キャッシュフローの範囲内に抑制するなど、ローコスト経営の徹底で引き続き経営基盤の強化とともに財務体質の改善にも努めてまいりました。

当社グループの営業の概況は次のとおりであります。

①食料品・生活雑貨小売事業部門

食料品・生活雑貨小売事業は、総合100円ショップ「FLET'S」及び「百圓領事館」ならびに食品スーパー「Fマート」を運営しております。

当連結会計年度における新規出店店舗は、次の18店舗であります。

オープン	店舗名称	所在地
平成24年4月25日	フレッツ福島店	大阪市福島区
平成24年4月26日	フレッツ西武園店	埼玉県所沢市
平成24年5月17日	フレッツ江坂公園店	大阪府吹田市
平成24年5月24日	フレッツ香里ヶ丘店	大阪府枚方市
平成24年7月13日	フレッツ西島店	大阪市此花区

オープン	店舗名称	所在地
平成24年 8 月18日	フレッツ 相模原若松店	相模原市南区
平成24年 8 月30日	フレッツ塚原店	大阪府高槻市
平成24年 9 月 1 日	百圓領事館 横須賀中央店	神奈川県横須賀市
平成24年11月 1 日	フレッツ三ノ輪店	東京都荒川区
平成24年11月 7 日	フレッツ下九沢店	相模原市緑区
平成24年11月15日	フレッツ西明石店	兵庫県明石市
平成24年11月15日	フレッツ緑ヶ丘店	兵庫県伊丹市
平成24年11月21日	百圓領事館 成田東店	東京都杉並区
平成24年12月13日	フレッツ深江店	神戸市東灘区
平成25年 2 月22日	フレッツ 千里セルシー店	大阪府豊中市
平成25年 3 月 1 日	フレッツ豊中店 (FC)	大阪府豊中市
平成25年 3 月22日	フレッツ西野店	兵庫県伊丹市
平成25年 3 月27日	百圓領事館 川口エルザタワー店	埼玉県川口市

なお、テナント契約期間の満了に伴い平成24年 9 月にフレッツ岡場店を、業績不振に伴い11月にフレッツセンター南店を、また、F マート西明石店を10月に閉店いたしました。

当連結会計年度末日現在、「F L E T' S」を直営店舗61店舗、F C店舗 5 店舗、「百圓領事館」を直営店舗34店舗、F C店舗 2 店舗、「F マート」を直営店舗 4 店舗の合計106店舗を運営しております。

また、既存店におきましては、小規模のリニューアル工事や売場のレイアウト変更などを実施することにより、飽きのこない売り場環境を整えてまいりました。

店舗運営面におきましては、食料品の粗利率の改善を進めるとともに、食料品と比較して粗利率の高い雑貨商品の構成比を大きくするなど、品揃えの見直しも計画的に進めると同時に、経費の削減などにも引き続き取り組んでまいりました。

この結果、売上高13,486百万円（前年同期比2.7%減）、セグメント利益（営業利益）233百万円（同11.1%増）となりました。

②カラオケ関係事業部門

カラオケ関係事業は、業務用カラオケ機器及び周辺機器の賃貸、卸売事業を中核事業とし、業務用ゲーム機器賃貸等事業も含んでおります。

カラオケ事業におきましては、業務用カラオケメーカー2社より商品の供給を受けており、カラオケ機器の導入提案のみならず、カラオケ店出店候補物件の紹介や内装提案なども手がけることにより、得意先に対するワンストップサービスの実現を目指しております。そのため、不動産事業者、ビルオーナーならびにビル管理会社などに対する営業の強化などにも取り組んでまいりました。また、これらの取組みの中で新製品を積極的に取り扱うことにより、更新需要を着実に取り込むとともに、エルダー市場の開拓にむけた取組を進めております。

また、業務用ゲーム機器賃貸等事業におきましては、景気低迷の影響などから業務用アミューズメント市場の縮小傾向が続く中、不採算ロケーションの見直しや経費削減を進めております。

この結果、当セグメントは、売上高3,004百万円（前年同期比1.8%増）、セグメント利益（営業利益）303百万円（同89.2%増）となりました。

③スポーツ事業部門

スポーツ事業は、スポーツクラブ「JOYFIT」を3店舗、ホットヨガスタジオ「LAVA」を1店舗運営しております。

スタジオプログラムの質の向上と、自社スタッフの教育によるサービスレベルの向上に常に取り組んでおり、会員数は引き続き昨年を上回って推移しております。

この結果、当セグメントは、売上高481百万円（前年同期比5.5%増）、セグメント利益（営業利益）51百万円（同179.2%増）となりました。

④IP事業部門

I P 事業は、店舗及び住宅の賃貸ならびにコインパーキングの運営をしております。

当連結会計年度における賃貸店舗と賃貸住宅の新規設置はありませんでした。また、コインパーキングにおきましても大きな変動はなく、当連結会計年度末日現在28ヵ所327車室を運営しております。

この結果、売上高490百万円（前年同期比3.2%増）、セグメント利益（営業利益）4百万円（同56.6%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高17,462百万円（前年同期比1.5%減）、営業利益473百万円（同47.6%増）、経常利益316百万円（同80.1%増）、当期純利益69百万円（同201.0%増）となりました。

報告セグメント別売上高

区分（部門）	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比較増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
食料品・生活雑貨 小売事業	百万円 13,855	% 78.1	百万円 13,486	% 77.2	百万円 △369	% △0.9
カラオケ関係事業	2,951	16.6	3,004	17.2	53	0.6
スポーツ事業	456	2.6	481	2.8	25	0.2
IP事業	474	2.7	490	2.8	15	0.1
合計	17,737	100.0	17,462	100.0	△274	—

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は835百万円であり、その主要なものは、カラオケ機器の拡充、店舗の開設・リニューアルであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に経常的な資金調達でない増資又は社債発行その他の重要な借入等はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の連結子会社である株式会社ビデオエィティー及び株式会社ソピックのカラオケ関係事業

事業の内容：業務用カラオケ機器及び関連商品の販売及び賃貸

②企業結合日

平成25年4月1日

③企業結合の法的形式

株式会社ビデオエィティーを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ソピックは解散いたしました。

④結合後企業の名称

株式会社ビデオエィティー・ソピック

⑤その他取引の概要に関する事項

当社グループが事業展開しております業務用カラオケ機器及び関連商品の販売及び賃貸事業を関東地域で担う両社を合併することにより、重複する経営資源の再構築による営業効率の向上と、収益性の向上を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(5) 対処すべき課題

個人消費の厳しい状況が続く中、各部門が実践してきたローコスト経営の徹底は、今後におきましても、全社の課題として必要不可欠のことと認識しております。

①食料品・生活雑貨小売事業部門

消費者の選別眼や要求水準はますます厳しさを増してくる一方、デフレ等で価格競争の激化が進んでおります。そのような中で、商品開発力の強化、商品構成品目の拡大と充実が緊急の課題となっておりますが、仕入れのチャンネルを広げて、常に商品の充実、強化にグループ一丸となって取組んでまいります。

②カラオケ関係事業部門

(カラオケ事業)

カラオケ産業が転換期を迎えている中、生き残りを賭けて更なる事業統合を実施し、経営基盤を拡大して安定させることが急務となっております。

(アミューズメント事業)

個人消費活動の低迷により、アミューズメント業界においても売上低下が続いております。資源の選択と集中により、魅力あるアミューズメントスペースを提供し、集客力を強化することが急務となっております。

③スポーツ事業部門

スポーツクラブ、ホットヨガスタジオともに、経営の安定化のため、安定会員の確保と維持が課題となっております。

④内部統制の推進

コーポレートガバナンスを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営企画室を主幹部門とし、管理部門、事業部門及び子会社が一丸となって取組むとともに、第三者との意見交換を通じて、より有効な内部統制システムの構築に取組んでまいります。

また、取組にあたり、すべての役員・社員等が日々、誠実かつ適切な行動を通して、社会全体から成長、発展を望まれる企業となるため、経営のあらゆる視点から、「企業の社会に対する責任」（CSR）を果たすための共通の価値観・倫理観・普段の行動の拠り所となるものとして、「行動規範」を定めております。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期 (当期)
売 上 高	20,579	19,339	17,737	17,462
経 常 利 益	94	160	175	316
当期純利益又は当期 純損失 (△)	△288	166	23	69
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失 (△)	△1円56銭	0円90銭	0円13銭	0円38銭
総 資 産 額	11,673	11,690	11,481	11,130
純 資 産 額	3,246	3,348	3,304	3,353

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権比率	主要な事業内容
株式会社音通エフ・リテール	50,000	100.0%	食料品・日用雑貨等の販売
株式会社音通マルチメディア	112,232	80.3%	カラオケ機器の販売・賃貸
マクロス株式会社	50,000	85.0%	日用雑貨等の商品開発及び卸売
株式会社ビデオエイティ	106,231	80.2%	カラオケ機器の販売・賃貸
株式会社ファイコム	50,000	100.0%	スポーツクラブの経営
株式会社ソピック	20,003	98.0%	カラオケ機器の販売・賃貸

(8) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
食料品・生活雑貨 小売事業	・総合100円ショップ「F L E T ' S」及び「百圓領事館」の経営及びフランチャイズチェーン店舗の運営 ・食品スーパー「F M A R T」の経営 ・100円ショップ向け雑貨商品の企画・輸入・販売
カラオケ関係事業	・カラオケ機器及び関連商品の販売及び賃貸 ・業務用ゲーム機器の賃貸 ・ゲームセンターの運営
スポーツ事業	・スポーツクラブ「J O Y F I T」(FC) の経営 ・ホットヨガスタジオ「L A V A」(FC) の経営
I P 事業	・不動産、店舗設備の賃貸 ・コインパーキング事業

(9) 主要な営業所

① 当 社 本社（大阪府吹田市）

② 子会社

株式会社音通エフ・リテール 本社（大阪府吹田市）

本部（大阪府吹田市）

株式会社音通マルチメディア 本社（大阪府吹田市）

大阪営業所（大阪市淀川区）

名古屋営業所（名古屋市北区）

ゲーム事業部関西（大阪府吹田市）

ゲーム事業部関東（横浜市南区）

マクロス株式会社

本社（大阪府吹田市）

本部（東京都台東区）

株式会社ビデオエイティーン

本社（大阪府吹田市）

東京営業所（東京都台東区）

株式会社ファイコム

本社（大阪府吹田市）

株式会社ソピック

本社（大阪府吹田市）

横浜営業所（横浜市南区）

(10) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
従業員数	189名	△5名

（注）上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）は含みません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	725
株式会社りそな銀行	590
株式会社三菱東京UFJ銀行	506
株式会社近畿大阪銀行	223
株式会社三井住友銀行	180
株式会社紀陽銀行	155

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 355,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 185,076,842株（自己株式数799,803株を除く。）
- (3) 株主数 7,928名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社デジユニット	51,493,500	27.82
株式会社第一興商	15,079,500	8.14
大阪証券金融株式会社	4,307,000	2.32
音通取引先持株会	3,596,000	1.94
株式会社フラグシップPE	3,500,000	1.89
岡村邦彦	3,426,743	1.85
仲川進	3,426,743	1.85
音通従業員持株会	2,841,171	1.53
株式会社エム・ティー・エー	2,732,000	1.47
小林護	2,019,700	1.09

(注) 持株比率については、自己株式（799,803株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

平成17年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役	監査役
保有者数	8人	1人
新株予約権の数	876個（1個につき4,500株）	60個（1個につき4,500株）
目的である株式の種類及び数	普通株式 3,942,000株	普通株式 270,000株
発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	1個につき283,500円（1株当たり63円）	
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日から平成27年6月29日まで	
新株予約権の行使条件	1. 取締役会において割当を受けた者。 2. 相続人による行使は認められない。 3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。 4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること。	

平成19年8月22日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役	監査役
保有者数	8人	3人
新株予約権の数	771個（1個につき1,000株）	80個（1個につき1,000株）
目的である株式の種類及び数	普通株式 771,000株	普通株式 80,000株
発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	1個につき48,000円（1株当たり48円）	
新株予約権の行使期間	平成22年8月24日から平成27年8月23日まで	
新株予約権の行使条件	1. 取締役会において割当を受けた者。 2. 相続人による行使は認められない。 3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。 4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること。	

平成22年 8 月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役	監査役
保有者数	8人	3人
新株予約権の数	1, 877個（1 個につき1, 000株）	200個（1 個につき1, 000株）
目的である株式の種類及び数	普通株式 1, 877, 000株	普通株式 200, 000株
発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	1 個につき17, 000円（1 株当たり17円）	
新株予約権の行使期間	平成25年 9 月 2 日から平成30年 9 月 1 日まで	
新株予約権の行使条件	1. 取締役会において割当を受けた者。 2. 相続人による行使は認められない。 3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。 4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の口座にて管理されること。	

平成24年 8 月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役	監査役
保有者数	8人	3人
新株予約権の数	4, 999個（1 個につき1, 000株）	1, 000個（1 個につき1, 000株）
目的である株式の種類及び数	普通株式 4, 999, 000株	普通株式 1, 00, 000株
発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	1 個につき16, 000円（1 株当たり16円）	
新株予約権の行使期間	平成27年 9 月 4 日から平成33年 9 月 3 日まで	
新株予約権の行使条件	1. 取締役会において割当を受けた者。 2. 相続人による行使は認められない。 3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。 4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の口座にて管理されること。	

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
平成24年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	当社使用人
保有者数	178名
新株予約権の数	3,090個（1個につき1,000株）
目的である株式の種類及び数	普通株式 3,090,000株
発行価額	無償
新株予約権の行使価額	1個につき16,000円（1株当たり16円）
新株予約権の行使期間	平成27年9月4日から平成33年9月3日まで
新株予約権の行使条件	1. 取締役会において割当を受けた者。 2. 相続人による行使は認められない。 3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。 4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の口座にて管理されること。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

上記(1)以外に当社役員が保有している新株予約権

平成17年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

	取締役
保有者数	3人
新株予約権の数	3,000個
目的である株式の種類及び数	普通株式 13,500,000株
発行価額	無償
新株予約権の行使価額	1個につき 283,500円（1株当たり63円）
新株予約権の行使期間	平成17年8月30日から平成32年8月29日まで
新株予約権の行使条件	1. 取締役会において割当を受けた者。 2. 相続人による行使は認められない。 3. 新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は嘱託社員であることを要する。 4. 権利行使により取得した株式が大和証券株式会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡村邦彦	(株)デジユニット代表取締役
代表取締役副社長	仲川進	管理本部長 (株)デジユニット代表取締役
専務取締役	小林護	(株)音通マルチメディア事業本部長 (株)デジユニット代表取締役
取締役	藤本佳男	(株)音通エフ・リテール商品業務本部担当部長
取締役	伊澤三男	(株)音通マルチメディア業務部担当部長
取締役	林伸昭	(株)音通エフ・リテール営業本部担当部長
取締役	日比谷真	(株)音通エフ・リテール営業本部担当部長
取締役	宮川旭	(株)音通マルチメディア営業部担当部長
常勤監査役	山村洋一	
監査役	石丸哲朗	(有)アップル代表取締役
監査役	大関紘宇	

(注) 1. 監査役石丸哲朗及び大関紘宇の両氏は社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	(内、社外役員)
取締役	8人	166,359千円	
監査役	3人	15,227千円	(内、社外監査役 2人 2,064千円)
合計	11人	181,587千円	

(注) 上記報酬等の額にはストック・オプションとして付与した新株予約権に係る事業年度中の費用計上額(取締役8,259千円、監査役1,307千円)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役石丸哲朗氏は有限会社アップルの代表取締役であり、同社は当社と取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	石 丸 哲 朗	当期開催の取締役会14回のうち、10回出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち10回出席し、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見に基づき議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	大 関 絃 宇	当期開催の取締役会14回のうち、11回出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち11回出席し、企業経営経験者としての豊富な経験・幅広い知見に基づき議案審議に必要な発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

霞が関監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 31,000千円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31,000千円

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそのを審議いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

平成18年5月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について以下のとおり決議しています。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

また、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部を設置し、役職員に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成、配布を実施し、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を高める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて、保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。

責任部署は、重要な意思決定及び報告について、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長として取締役会において行い、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者の体制を整える。

リスク管理体制の構築及び運用を行うため、リスク管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部のアドバイスを受ける体制を組織し、迅速な対応をする体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する取締役会において業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程を整備、明文化し、適時適切に見直しを行う。

業績管理については、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理、進捗管理を実施する。

⑤当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督・監査を実施する。

子会社の事業運営については、当社の担当取締役が監督し、グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を実施する。その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程を整備し、取締役会がその任にあたる。

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業に関する定期的な報告と重要事項についての事前協議を実施する。

子会社は、それぞれに関するリスクの管理を実施し、当社の担当取締役及び子会社の取締役は、定期的に管理の状況を取締役会に報告する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要となる使用人を配置するものとし、具体的な組織、人数、その他の事項について、監査役会と十分な協議の上決定する。

⑦補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から指揮命令は受けない。

また、当該使用人の任命、異動については監査役の同意を必要とし、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係書類を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携、意思疎通を諮り、効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,822,515	流 動 負 債	4,010,467
現 金 及 び 預 金	1,766,480	支払手形及び買掛金	1,404,448
受取手形及び売掛金	573,570	1年内返済予定の長期借入金	964,512
商 品 及 び 製 品	1,185,265	1年内償還予定の社債	1,060,700
原材料及び貯蔵品	2,708	未 払 金	197,189
前 渡 金	20,854	1年内支払予定の長期割賦未払金	202,345
前 払 費 用	170,700	未 払 法 人 税 等	27,783
繰延税金資産	52,846	そ の 他	153,488
そ の 他	55,128	固 定 負 債	3,766,222
貸倒引当金	△5,040	社 債	924,500
固 定 資 産	7,252,799	長 期 借 入 金	2,004,800
有 形 固 定 資 産	4,490,420	長 期 割 賦 未 払 金	401,210
賃 貸 資 産	1,679,360	退職給付引当金	86,454
建物及び構築物	1,598,884	役員退職慰労引当金	44,121
土 地	881,217	資 産 除 去 債 務	73,729
そ の 他	330,958	そ の 他	231,404
無 形 固 定 資 産	292,535	負 債 合 計	7,776,689
の れ ん	274,659	純 資 産 の 部	
そ の 他	17,875	株 主 資 本	3,169,031
投資その他の資産	2,469,843	資 本 金	1,456,678
投資有価証券	105,822	資 本 剰 余 金	1,498,985
建設協力金	672,215	利 益 剰 余 金	251,354
差入保証金	1,328,963	自 己 株 式	△37,987
繰延税金資産	136,556	その他の包括利益累計額	21,127
そ の 他	274,987	その他有価証券評価差額金	21,127
貸倒引当金	△48,702	新 株 予 約 権	48,496
繰 延 資 産	55,010	少 数 株 主 持 分	114,980
株 式 交 付 費	6	純 資 産 合 計	3,353,635
社 債 発 行 費	55,003	負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,130,325
資 産 合 計	11,130,325		

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		17,462,996
売上原価		11,895,249
売上総利益		5,567,746
販売費及び一般管理費		5,093,854
営業利益		473,892
営業外収益		
受取利息	22,401	
受取配当金	1,580	
その他	9,218	33,200
営業外費用		
支払利息	79,242	
社債発行費	33,502	
持分法による投資損失	139	
支払保証料	33,891	
その他	43,536	190,311
経常利益		316,781
特別利益		
固定資産売却益	352	352
特別損失		
固定資産除却損失	27,289	
減損損失	25,109	
たな卸資産処分損失	23,095	
店舗閉鎖損失	2,014	
その他	274	77,782
税金等調整前当期純利益		239,351
法人税、住民税及び事業税	42,376	
法人税等調整額	110,164	152,541
少数株主損益調整前当期純利益		86,809
少数株主利益		17,061
当期純利益		69,748

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	1,456,678	1,498,985	248,237	△37,740	3,166,160
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△66,630		△66,630
当 期 純 利 益			69,748		69,748
自己株式の取得				△246	△246
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)					
当期変動額合計	—	—	3,117	△246	2,870
当 期 末 残 高	1,456,678	1,498,985	251,354	△37,987	3,169,031

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	8,765	8,765	31,274	97,918	3,304,118
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△66,630
当 期 純 利 益					69,748
自己株式の取得					△246
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	12,362	12,362	17,222	17,061	46,645
当期変動額合計	12,362	12,362	17,222	17,061	49,516
当 期 末 残 高	21,127	21,127	48,496	114,980	3,353,635

【連結注記表】

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

6社

連結子会社名

株式会社音通エフ・リテール

株式会社音通マルチメディア

マクロス株式会社

株式会社ビデオエイティー (注)

株式会社ファイコム

株式会社ソピック (注)

(注) 株式会社ビデオエイティーは、平成25年4月1日付けで株式会社ソピックを吸収合併いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1社

会社等の名称

株式会社ビデオエイティー (上記連結子会社とは別法人)

(2) 持分法を適用しない関連会社数

1社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直
入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりま
す。

a 商品

食料品、生活雑貨（100円ショップ）

売価還元法による原価法

生鮮食料品、生活雑貨（生鮮食料品スーパー）

最終仕入原価法による原価法

その他

先入先出法による原価法

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物、賃貸資産（建物及び機械装置）

定額法

上記以外の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

賃貸資産 2～47年

その他 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却しております。

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（自己都合退職金要支給額）の額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間で均等償却しております。但し、金額が僅少なものについては、発生時に一括償却しております。なお、㈱音通マルチメディアの有するのれんの一部、㈱ビデオエィティー及び㈱ソピックは、10年間で均等償却しております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,141,741千円

2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。

投資有価証券 15,482千円

3. 担保に供している資産及びこれに対応する債務の金額

担保に供している資産

現金及び預金 280,391千円

上記に対応する債務の金額

長期借入金 2,224,836千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額を含んでいます。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 連 結 会 計 年度期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当 連 結 会 計 年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	185,876,645	—	—	185,876,645
自己株式				
普通株式	789,403	10,400	—	799,803

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配 当 金 の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 第32期定時株主総会	普通株式	33,315	0.18	平成24年 3月31日	平成24年 6月25日
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	33,314	0.18	平成24年 9月30日	平成24年 12月10日

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成25年6月21日 第33期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	33,313	0.18	平成25年 3月31日	平成25年 6月24日

(注) 平成25年6月21日開催の定時株主総会において議案として付議する予定であります。

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年6月29日 定時株主総会決議分	平成19年6月28日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	20,403,000	1,638,000

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に小売、賃貸業事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

①資産

現金及び預金のうち、預金はすべて円建てであり、ほとんどが要求払預金であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

建設協力金は、主に小売店舗において、土地の所有者に係る不動産賃貸契約に係るものであり約定に定めるものの回収期日は決算日後最長14年であり、差入先の信用リスクに晒されております。

②負債

支払手形及び買掛金はすべて1年内の期日であります。

社債、長期借入金は運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は社債が決算日後最長4年、長期借入金が決算日後最長5年であります。

なお、変動金利の借入金及び社債は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）

建設協力金及び差入保証金について、当社グループ各社は各担当部門が取引先の状況をモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

市場性のある投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握しており、市場性のない投資有価証券については、発行体ごとに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金及び社債については、当社財務部門が、金利の変動に係る支払金利の変動リスクを継続的に把握し、その抑制に努めております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社は、当社グループ各社からの情報に基づき財務部門が適時に資金計画を作成、変更するとともに、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは「(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」のとおりであり、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,766,480	1,766,480	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	50,340	50,340	—
(3) 建設協力金	672,215	736,564	64,349
資産計	2,489,035	2,553,385	64,349
(1) 支払手形及び買掛金	1,404,448	1,404,448	—
(2) 社債	1,985,200	1,987,984	2,784
(3) 長期借入金	2,969,313	2,969,973	660
負債計	6,358,961	6,362,406	3,445

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券

(資産)

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価額との差額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度（平成25年3月31日）		
	取得原価 （千円）	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	17,513	50,340	32,826
合計	17,513	50,340	32,826

(3) 建設協力金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値によっております。

(負債)

(1) 支払手形及び買掛金

すべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債（1年以内に償還予定のものを含む）

元利金の合計額を、新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値によっております。

(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	55,482
差入保証金	1,328,963

非上場株式については、市場価格がなく、差入保証金については、将来キャッシュ・フローを見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,766,480	—	—	—
建設協力金	76,299	288,146	237,840	69,928
合計	1,842,779	288,146	237,840	69,928

(注) 4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超5年内
社債	1,060,700	579,500	280,000	65,000	—
長期借入金	964,512	765,660	613,067	492,280	109,877
合計	2,025,212	1,345,160	893,067	557,280	109,877

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループは、大阪府及びその他の地域において、賃貸商業施設や賃貸住宅を所有（それぞれ土地を含む）しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（千円）			連結決算日における時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸商業施設	433,686	△1,978	431,707	468,296
賃貸住宅	197,409	△2,063	195,346	167,286
合計	631,096	△4,041	627,054	635,583

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

主な減少額は、減価償却によるものであります。

3. 時価の算定方法

重要性が乏しいため、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等によっております。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、20,145千円（賃貸収益は売上に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

VII. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	17円24銭
1 株当たり当期純利益	0円38銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

連結子会社間の合併

当社子会社である株式会社ビデオエイティと株式会社ソピックは、平成24年12月15日の取締役会において合併することを決議し、平成25年4月1日に合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

①合併当事企業の名称及びその事業内容

(吸収合併存続会社)

名称 株式会社ビデオエイティ

事業内容 カラオケ機器及び関連商品の販売及び賃貸

(吸収合併消滅会社)

名称 株式会社ソピック

事業内容 カラオケ機器及び関連商品の販売及び賃貸

②企業結合日 平成25年4月1日

③企業結合の法的形式

株式会社ビデオエイティを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ソピックは解散いたしました。

④結合後企業の名称

名称 株式会社ビデオエイティ・ソピック

⑤取引の目的を含む取引の概要

当社グループが事業展開しておりますカラオケ機器及び関連商品の販売及び賃貸事業を関東地域で担う両社を合併することにより、重複する経営資源の再構築による営業効率の向上と、収益性の向上を図るためであります。

(2) 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸 借 対 照 表

(平成25年 3 月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,193,801	流 動 負 債	2,294,233
現 金 及 び 預 金	1,086,456	買 掛 金	29,495
売 掛 金	60,502	1年内償還予定の社債	1,030,700
貯 蔵 品	1,017	1年内返済予定の長期借入金	917,826
前 払 費 用	52,365	リ ー ス 債 務	35,180
繰 延 税 金 資 産	2,325	未 払 金	176,548
短 期 貸 付 金	20,446	未 払 費 用	1,968
関係会社短期貸付金	1,524,974	未 払 法 人 税 等	8,713
立 替 金	403,364	預 り 金	28,638
未 収 入 金	31,599	関 係 会 社 預 り 金	34,317
仮 払 金	4,964	前 受 収 益 他	23,802
そ の 他	5,784		7,041
固 定 資 産	5,336,190	固 定 負 債	3,200,898
有 形 固 定 資 産	1,427,040	社 債	869,500
賃 貸 資 産	433,162	長 期 借 入 金	1,942,141
建 物	40,499	リ ー ス 債 務	72,834
構 築 物	92	長 期 預 り 保 証 金	128,766
車 両 運 搬 具	74,221	退 職 給 付 引 当 金	86,454
工具、器具及び備品	3,975	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44,121
土 地	875,089	資 産 除 去 債 務	55,757
無 形 固 定 資 産	4,541	そ の 他	1,323
ソ フ ト ウ ェ ア	511	負 債 合 計	5,495,132
電 話 加 入 権	4,030	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,904,608	株 主 資 本	3,017,763
投 資 有 価 証 券	90,340	資 本 金	1,456,678
関 係 会 社 株 式	565,576	資 本 剰 余 金	1,498,985
建 設 協 力 金	672,215	資 本 準 備 金	1,425,520
出 資 金	1,050	そ の 他 資 本 剰 余 金	73,464
長 期 貸 付 金	91,526	利 益 剰 余 金	100,087
関係会社長期貸付金	1,500,278	利 益 準 備 金	18,000
長 期 前 払 費 用	146,953	そ の 他 利 益 剰 余 金	82,087
繰 延 税 金 資 産	41,802	繰 越 利 益 剰 余 金	82,087
差 入 保 証 金	825,513	自 己 株 式	△37,987
貸 倒 引 当 金	△30,646	評 価 ・ 換 算 差 額 等	21,127
繰 延 資 産	52,528	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,127
株 式 交 付 費	6	新 株 予 約 権	48,496
社 債 発 行 費	52,521	純 資 産 合 計	3,087,387
資 産 合 計	8,582,520	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,582,520

損 益 計 算 書

(平成24年 4 月 1 日から
平成25年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		938,862
売上原価		853,234
売上総利益		85,628
販売費及び一般管理費		136,294
営業損失		50,665
営業外収益		
受取利息	181,073	
受取配当金	91,580	
その他	3,239	275,892
営業外費用		
支払利息	46,897	
社債利息	13,651	
社債発行費	32,534	
支払保険証料	32,891	
支払手数料	16,896	
その他	5,787	148,658
経常利益		76,568
特別利益		
固定資産売却益	352	
その他	100	452
特別損失		
固定資産売却損	187	
固定資産除却損	73	260
税引前当期純利益		76,760
法人税、住民税及び事業税	△711	
法人税等調整額	6,778	6,066
当期純利益		70,693

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,456,678	1,425,520	73,464	1,498,985	18,000	78,024	96,024	△37,740	3,013,947
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△66,630	△66,630	－	△66,630
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	70,693	70,693	－	70,693
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△246	△246
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	4,063	4,063	△246	3,816
当 期 末 残 高	1,456,678	1,425,520	73,464	1,498,985	18,000	82,087	100,087	△37,987	3,017,763

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	8,765	8,765	31,274	3,053,987
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	—	—	△66,630
当 期 純 利 益	—	—	—	70,693
自己株式の取得	—	—	—	△246
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	12,362	12,362	17,222	29,584
当期変動額合計	12,362	12,362	17,222	33,400
当 期 末 残 高	21,127	21,127	48,496	3,087,387

【個別注記表】

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
（収益性低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物、賃貸資産 定額法

上記以外の有形固定資産 定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 3～47年

賃貸資産 3～47年

その他 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 繰延資産の処理方法

新株交付費 3年間にわたり均等償却しております。

社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合退職金要支給額）の額に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支払いに備えるため、内規に基づく当期末における要支給額を計上しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

Ⅲ. 会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

Ⅳ. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」（前事業年度20,326千円）については、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しております。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 419,484千円
2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務の金額

担保に供している資産

現金及び預金 280,391千円

上記に対応する債務の金額

長期借入金 2,224,836千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額を含んでいます。

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。

株式会社音通マルチメディア 109,345千円

下記の会社のリース契約に対して、次のとおり債務保証を行なっております。

株式会社音通マルチメディア 1,109千円

株式会社音通エフ・リテール 3,247千円

株式会社ビデオエイティー 196千円

株式会社ファイコム 806千円

下記の会社の割賦契約に対して、次のとおり債務保証を行なっております。

株式会社音通マルチメディア 152,064千円

株式会社音通エフ・リテール 87,344千円

株式会社ビデオエイティー 78,044千円

株式会社ソピック 26,752千円

株式会社ファイコム 2,524千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 466,285千円

関係会社に対する短期金銭債務 67,314千円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引（収入分） 448,768千円

営業取引（支出分） 12,669千円

営業取引以外の取引（収入分） 249,558千円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	789,403株	10,400株	一株	799,803株

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	11,631千円
退職給付引当金	30,953千円
繰延欠損金	1,073千円
資産除去債務	19,871千円
未払事業税	2,325千円
関係会社株式評価損	66,876千円
評価性引当額	△86,527千円
その他	19,688千円
繰延税金資産合計	65,893千円

繰延税金負債

資産除去債務	△10,066千円
その他有価証券評価差額金	△11,699千円
繰延税金負債合計	△21,765千円

IX. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機 械 及 び 装 置	8,313	6,225	2,087
工具、器具及び備品	8,240	7,415	824
合 計	16,553	13,641	2,911

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

1年内	732千円
1年超	1,304千円
合 計	2,036千円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	3,842千円
減価償却費相当額	3,410千円
支払利息相当額	157千円

- (4) 減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算出方法

リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。

X. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

属性	名称又は氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社音通マルチメディア	大阪府吹田市	112,232	カラオケ機器の賃貸・販売	(所有) 直接80.3%	役務提供・融資・役員の兼任	役務の提供(注5)	286,265	売掛金	24,453
							利息の受取(注3)	41,589	未収収益	887
							資金の回収(注3)	75,857	関係会社短期貸付金	590,570
									関係会社長期貸付金	232,213
							借入金に対する保証債務	109,345	—	—
							割賦契約に対する保証債務	152,064	—	—
							被保証債務(注2,4)	3,131,657	—	—
	株式会社音通エフ・リテール	大阪府吹田市	50,000	食料品・生活雑貨の小売	(所有) 直接100.0%	融資・役員の兼任	経費の立替	2,685,842	立替金	267,112
							利息の受取(注3)	81,780	未収収益	4,372
							資金の回収(注3)	47,837	関係会社短期貸付金	319,053
									関係会社長期貸付金	1,152,365
							配当金の受取	90,000	—	—
							割賦契約に対する保証債務	87,344	—	—
							被保証債務(注2,4)	3,131,657	—	—
	マクロス株式会社	大阪府吹田市	50,000	雑貨の商品開発及び卸売	(所有) 直接85.0%	融資・役員の兼任	貸金の貸付(注3)	33,476	関係会社短期貸付金	133,445
							被保証債務(注2,4)	3,131,657	—	—
	株式会社ファイコム	大阪府吹田市	50,000	スポーツ事業	(所有) 直接100.0%	融資・役員の兼任	資金の回収(注3)	49,928	関係会社短期貸付金	170,296
									関係会社長期貸付金	115,699
							被債務保証(注2,4)	3,131,657	—	—
	株式会社ビデオエイティ	大阪府吹田市	106,231	カラオケ機器の賃貸・販売	(所有) 直接80.2%	役務提供・融資・役員の兼任	被債務保証(注2,4)	3,131,657	—	—
	株式会社ソビック	大阪府吹田市	20,003	カラオケ機器の賃貸・販売	(所有) 直接98.0%	役務提供・融資・役員の兼任	資金の貸付(注3)	35,600	関係会社短期貸付金	237,188
							被債務保証(注2,4)	2,459,002	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額は消費税を含んでおらず、期末残高は消費税を含んでおります。
2. 当社の借入金については、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払及び担保の提供は、行っておりません。
3. 貸付金については、市場金利に一定の利率を上乗せして決定しております。
4. 連帯保証を受けております。
5. 役務の提供は、原価に一定の価格を上乗せして、取引金額を決定しております。

X I . 1 株当たり情報に関する注記

1 . 1 株当たり純資産額	16円42銭
2 . 1 株当たり当期純利益	0円38銭

X II . 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月15日

株式会社音通

取締役会 御中

霞が関監査法人

指 定 社 員 公認会計士 藤本 勝美 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 野村 利宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社音通の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社音通及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月15日

株式会社音通

取締役会 御中

霞が関監査法人

指 定 社 員 公認会計士 藤本 勝美 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 野村 利宏 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社音通の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 33 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人霞が関監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人霞が関監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 25 年 5 月 20 日

株式会社音通	監査役会
常勤監査役	山村 洋一 ㊞
社外監査役	石丸 哲朗 ㊞
社外監査役	大関 紘宇 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 18銭

総額 33,313千円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月24日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、今後の経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	おかむら くにひこ 岡村 邦彦 (昭和30年12月13日生)	昭和56年8月 当社設立 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社デジユニット 代表取締役	3,426,743株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
2	なかがわ すずむ 仲川 進 (昭和30年9月2日生)	昭和56年8月 当社設立 当社代表取締役副社長 兼管理本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社デジユニット 代表取締役	3,426,743株
3	こばやし まもる 小林 護 (昭和31年9月6日生)	平成14年3月 株式会社サンフレア 代表取締役社長 平成14年10月 当社専務取締役 平成18年3月 当社専務取締役兼株式 会社音通マルチメディア 事業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社デジユニット代表取締役	2,019,700株
4	ふじもと よしお 藤本 佳男 (昭和31年9月20日生)	昭和58年6月 当社入社 平成10年6月 当社取締役第一営業部 長 平成11年3月 当社取締役大阪営業部 長 平成13年6月 当社取締役フレッツ事 業担当 平成14年10月 当社取締役フレッツ事 業部長 平成17年4月 当社取締役F事業部長 平成18年3月 当社取締役株式会社音 通エフ・リテール関西 本部担当部長 平成20年3月 当社取締役株式会社音 通エフ・リテール担当 部長 平成21年4月 当社取締役株式会社音 通エフ・リテール商品 業務本部担当部長 現在に至る	409,950株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
5	いざわ みつお 伊澤 三男 (昭和35年 5 月 8 日生)	昭和56年 8 月 当社入社 平成10年 6 月 当社取締役第二営業部 長 平成11年 3 月 当社取締役商品部長 平成13年 6 月 当社取締役営業部長 平成13年 9 月 当社取締役 平成16年 4 月 当社取締役マルチメデ ィア事業本部業務部長 平成17年 4 月 当社取締役MM業務部 長 平成18年 3 月 当社取締役株式会社音 通マルチメディア業務 部担当部長 平成20年 3 月 当社取締役株式会社音 通マルチメディア大阪 営業所担当部長 平成21年 4 月 当社取締役株式会社音 通マルチメディア業務 部担当部長 現在に至る	1, 229, 850株
6	はやし のぶあき 林 伸昭 (昭和28年 9 月 6 日生)	昭和60年 1 月 当社入社 平成10年 6 月 当社取締役特別販売部 長 平成11年 3 月 当社取締役東京営業部 長 平成13年 6 月 当社監査役 平成15年 6 月 当社取締役 平成20年 7 月 当社取締役株式会社音 通エフ・リテール営業 本部担当部長 現在に至る	201, 350株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
7	ひびや まこと 日比谷 真 (昭和30年12月7日生)	平成14年1月 株式会社サンフレア入社 平成14年3月 同社監査役 平成14年10月 当社監査役 平成15年6月 当社取締役管理部長 平成17年6月 当社取締役 平成18年3月 当社取締役株式会社音通エフ・リテール関東本部担当部長 平成20年3月 当社取締役株式会社ビデオエイティー、株式会社ジャムテック、株式会社音通アミューズメント担当部長 平成21年4月 当社取締役株式会社音通エフ・リテール営業本部担当部長 現在に至る	200,800株
8	みやがわ あきら 宮川 旭 (昭和34年12月18日生)	平成14年1月 株式会社サンフレア入社 平成14年10月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役MM営業部長 平成18年3月 当社取締役株式会社音通マルチメディア営業部担当部長 平成20年3月 当社取締役株式会社音通マルチメディア名古屋営業所担当部長 平成21年4月 当社取締役株式会社音通マルチメディア営業部担当部長 現在に至る	199,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	やまむら よういち 山村 洋一 (昭和30年11月13日生)	昭和58年8月 当社監査役 平成10年6月 当社取締役業務部長 平成11年3月 当社取締役管理部長 平成16年4月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役管理部長 平成19年6月 当社監査役 現在に至る	898,950株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者山村洋一氏は本総会終結の時をもって当社監査役を辞任される予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山村洋一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者は山村洋一氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
あかお たかひさ 赤尾 隆久 (昭和28年2月5日生)	昭和51年4月 株式会社京都厚生会入社 平成10年2月 株式会社ポロロッカ京都厚生会 平成11年5月 同社 取締役 平成12年3月 株式会社ポロロッカ 取締役 平成17年6月 当社入社 現在に至る	0株

- (注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認を求めるものであります。

なお、当社取締役及び監査役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号及び第387条第1項の報酬等にそれぞれ該当いたします。

当社は、平成9年6月15日開催の当社第17期定時株主総会において取締役報酬額については年額3億円以内、監査役報酬額については年額5千万円以内とする旨、ご承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役9名及び監査役3名の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについて、併せてご承認を求めるものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行は取締役会で決定する。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 10,000,000 株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1 株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

(2) 新株予約権の総数

10,000 個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は 8,000 個、当社監査役（社外監査役も含む）に付与する新株予約権は 100 個をそれぞれ上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000 株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より6年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行行使することを要する。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
- ③ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の 1 単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
- ④ 新株予約権の割当時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または嘱託社員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了によりまたは法令変更にともない退任した場合または当社もしくは当社の関係会社の従業員または嘱託社員が定年により退職した場合及び会社都合等の正当な理由による退職の場合は、この限りではない。
- ⑤ その他新株予約権の行使の条件は、平成 25 年 6 月 21 日開催の当社第 33 期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記 (6) による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)及び(2)に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記②に従って
決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑥ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、こ
れを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約
権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番27号
新大阪丸ビル新館 5階 506会議室



(交通機関)

JR新大阪駅東出口より 徒歩5分

地下鉄御堂筋線側からお越しの場合は、一度JR側上階に上がり東口にお越しください。

*会場には駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。